

産品唐津ブランド認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、唐津市において生産、収穫（水揚げを含む。以下同じ。）、製造又は販売される農林畜水産物を含め、さまざまな産品等のうち、特に優れた物を産品唐津ブランドとして唐津ブランド確立推進協議会（以下「協議会」という。）が認証し、情報発信することにより産業の振興及び活性化に寄与し、産品唐津ブランドを確立することを目的とする。

(認証の対象)

第2条 産品唐津ブランドの認証対象は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農林畜産品
- (2) 水産品
- (3) 加工食品等
- (4) 工芸品等
- (5) 工業製品等
- (6) その他

(認証基準)

第3条 産品唐津ブランドの認証にあたっては、唐津市に深く関わる産品であることに加え、次の各号を認証基準とする。

- (1) 地域の自然・歴史・文化に深く関わり、生産地や原材料、製法、品質管理等について地域への深いこだわりがあるもの
- (2) 産業の裾野が広く波及効果を期待できるもの
- (3) 都市の価値や地域イメージ向上に貢献するもの
- (4) 戦略的話題性・広報力があるもの
- (5) 地域のデザイン力向上に貢献するもの
- (6) 独自性や先進性等を有し、他都市の類似商品等と比べて優位性があるもの
- (7) 受賞歴が有るなど、市場から既に高い評価を得ているもの
- (8) 消費者に長年親しまれ誇りと愛着を持たれているもの
- (9) 高い品質を持ち、安全安心や健康・福祉、社会性等に配慮したもので、関連法規等の基準を満たすもの

(申請資格)

第4条 産品唐津ブランドの申請資格を有する者は、市内に住所又は事業所を有し、申請品等を生産、収穫、製造又は販売する個人、法人、団体とする。なお、製造又は販売について、法令の定めるところにより許可等を必要とする場合においては、当該許可等を受けた者。

(認証申請)

第5条 産品唐津ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産品唐津ブランド認証申請書（様式第1号）を協議会に提出しなければならない。

（認証審査）

第6条 協議会の会長（以下「協議会会長」という。）は、前条の規定による申請があったときは、別に定める産品唐津ブランド認証審査委員会（以下「審査委員会」という。）に第3条の認証基準に基づく適合審査を諮問するものとする。

2 審査委員会における認証の適合の判断は、出席委員の3分の2以上の賛成を要するものとする。

3 審査委員会は、前項の審査結果を協議会会長に報告するものとする。

（認証の決定・認証期間）

第7条 協議会会長は、認証を決定したときは、その結果を産品唐津ブランド審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、産品唐津ブランド認証票（様式第3号）を交付するものとする。

2 産品唐津ブランドの認証期間は、認証することを決定した日から2年とする。

（認証票等の表示）

第8条 認証を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、認証品の主たる販売店において、産品唐津ブランド認証票を掲示しなければならない。

2 事業者は、認証品とともに別表第1に定める認証マークを活用し、産品唐津ブランドのイメージの向上とPRに努める。

（認証の更新）

第9条 認証の更新については、認証期間内に認証内容の変更等がなければ、同一条件での認証期間を2年間更新することができる。

（認証内容の変更等）

第10条 事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証変更・中止届（様式第4号）を協議会に提出しなければならない。

(1) 事業者の氏名若しくは名称又は所在地を変更したとき

(2) 認証品の名称、規格又は意匠等を変更したとき

(3) 認証品の生産、収穫、製造加工又は販売等を中止したとき

（認証の取消し）

第11条 協議会会長は、認証品が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取消することができる。

(1) 虚偽又は不正な手段を用いて認証を受けたとき

(2) 認証票及び認証マークを不正に使用したとき

- (3) 正当な理由なく協議会会長の指導に従わないとき
 - (4) 品質、量目等の形態を変更し、産品唐津ブランドとして適当でないと思われたとき
 - (5) 産品唐津ブランドとしての信用を著しく害する行為があったとき
- 2 協議会会長は、前項の認証の取消しを行う場合は、審査委員会に諮問するものとする。
 - 3 前項の規定により審査委員会における認証の取消しの適否の判断は、出席委員の3分の2以上の賛成を要するものとする。
 - 4 審査委員会は、前項の審査結果を協議会会長に報告するものとする。
 - 5 協議会会長は、認証の取消しを決定したときは速やかに当該事業者に対し、産品唐津ブランド認証取消通知書兼産品唐津ブランド認証票等返納命令書（様式第5号）を交付し、認証票等の使用を停止する措置を講じなければならない。
 - 6 認証の取消しによって生じる一切の損害（第三者に対する損害を含む。）は、当該事業者がその責を負うものとする。

（情報発信）

第12条 協議会の構成団体は、唐津市と連携を取るとともに、認証品を広報等で公表するなど、販売促進のために積極的なPRを行う。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか産品唐津ブランドの認証に関し必要な事項は、協議会会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

別表1（第8条第2項）

産品唐津ブランド認証マーク

